

金融庁が「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）』等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表

『会計情報』編集部

金融庁は平成30年3月23日、「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令』等（以下、「本内閣府令」という。）を公布するとともに、平成29年10月13日に公表された本内閣府令の草案に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方を公表した。

〈改正の概要〉

本件については、企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等が公表されたことを受

け、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等について所要の改正を行うものである。

〈施行日〉

平成30年3月23日から施行することとされている。

詳細については、金融庁のウェブページ（<https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20180323.html>）を参照いただきたい。

以 上